

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成29年9月11日

環境大臣 中川 雅 治 殿

申請者 新潟造船株式会社
 住所 新潟県新潟市中央区入船町4-3778
 氏名 代表取締役社長 林 慎一
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第10条の2第1項~~ 第10条の6第1項 の規定により、船舶からの海洋施設 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：新潟港（西港地区）の左岸に位置する当社岸壁前面の堆積土砂を浚渫する際発生する水底土砂であり、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合するもの。[詳細は別紙1のとおり]	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	平成29年10月17日から平成34年3月31日まで
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	5カ年で24,330m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	平成29年10月17日～平成30年10月16日：4,990m ³ 平成30年10月17日～平成31年10月16日：4,800m ³ 平成31年10月17日～平成32年10月16日：4,800m ³ 平成32年10月17日～平成33年10月16日：4,950m ³ 平成33年10月17日～平成34年3月31日：4,790m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域 ・北緯38° 0' 0.577"、東経139° 4' 7.413"を中心とした半径250mの海域 [別紙2のとおり]
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法により実施する。廃棄物は、航行中に排出しない。 [別紙3のとおり]
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	[別紙4のとおり]
	監視の頻度	[別紙4のとおり]
備考 1 ※の欄は記載しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

